

赤平市における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成 28 年 4 月 13 日制 定
平成 30 年 4 月 1 日一部変更
令和 2 年 6 月 1 日一部変更

本方針は、赤平市における個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

赤平市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関するための法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 33 号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱います。

番号法、番号条例及び赤平市個人情報保護条例（平成 10 年条例第 4 号。以下「個人情報保護条例」という。）では、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、赤平市における管理体制及び管理規程等を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

（法令遵守）

(1) 特定個人情報等の適正な取扱いにあたっては、以下の関係法令等を遵守します。

ア 番号法

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）

エ 番号条例

オ 赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 38 号）

カ 個人情報保護条例

キ 赤平市個人情報保護条例施行規則（平成 10 年規則第 7 号）

ク 赤平市が保有する特定個人情報の適正な取扱いに関する規程（平成 30 年訓令第 2 号）

ケ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）

コ 赤平市情報セキュリティポリシー（平成 27 年全部改定）

（管理体制）

- (2) 実施機関（市長，議会，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，公平委員会，固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者）は，保有する特定個人情報の適正な管理を行うための組織体制を確立します。

（安全管理措置）

- (3) 特定個人情報等の漏えい，滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のため，必要な安全管理措置を講じます。

（適正な収集・保管・利用・廃棄，目的外の禁止）

- (4) 特定個人情報等は，番号法及び番号条例に定められた事務のうち，利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用，収集・保管及び提供するとともに，不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄します。また，目的外利用を防止するための措置を講じます。

（取扱状況の記録及びアクセス記録）

- (5) 特定個人情報等が記載された書類等の取扱状況及び情報システムにおける特定個人情報ファイルへのアクセス状況を記録し保管します。

（委託・再委託）

- (6) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合，委託先（再委託先を含む。）において，番号法に基づき赤平市自らが果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

（教育研修）

- (7) 特定個人情報等の取扱いについて，職員の理解を深め，特定個人情報等の保護に関する意識レベルの向上を図るため，必要な教育研修を定期的かつ継続的に実施します。

（内部監査）

- (8) 特定個人情報等の適正な取扱い及び安全管理に係る運用状況等について，内部

監査を実施し、特定個人情報等の保護に努めます。

(継続的改善)

- (9) 特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

(違反行為への対処)

- (10) 本方針及び関係法令・例規に反する行為に対しては、厳正に対処します。

3 問合せ先

- (1) 社会保障・税番号制度全般について
総務課庶務係 (☎0125-32-2211)
- (2) 個人番号カードの発行等について
市民生活課戸籍年金係 (☎0125-32-1823)
(それぞれ平日のみ、午前8時30分から午後5時まで)